令和　　　　 年　 　　月　　　 日

保 護 者 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保育所名

所長名

保育所で予防すべき感染症にかかった場合の取り扱いについて

　次の表に掲げた病気にかかっている場合、他の入所児に感染するおそれがありますので、病気が治るまで本人の出席を停止させていただきます。　病気が治って登所する場合、下記「治癒証明書」に医師の証明をもらった上で保育所に提出して下さい。

※保育所は、児童福祉施設であり学校ではありませんが、健康管理は、学校保健安全法が適用されています。

保育所で予防すべき感染症と出席停止の期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育所で予防すべき感染症 | | 登所再開のめやす |
| 第　１　種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） | 病気が治って、医師の許可があるまで |
| 第　２　種 | インフルエンザ ※ | 発症した後５日を経過し､かつ、解熱した後３日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳がなくなるまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻しん（はしか） | 解熱をした後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し､かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん（三日はしか） | 発しんが消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんがかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要な症状がとれてから２日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症　※ | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により医師により感染のおそれがないと認めるまで |
| 第　３　種 | コレラ、　細菌性赤痢、　腸管出血性大腸菌感染症  腸チフス、　パラチフス、　流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎　　＊その他の感染症 |

＊上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、「療養報告書」を使用してください。

キリトリセン

治　　癒　　証　　明　　書

　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保育所名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　　　　　　　　　　　組)

　　学校感染症（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）が治癒したので

　令和　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日　　より登所可能と認めます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　　年　　　　　月　　　　　日

医療機関名

医　　師　　名